

第6章

防災指針

第6章 防災指針

都市計画区域全域及び居住誘導区域内における災害リスクについて評価し、そのうえで必要となる防災・減災に資する取組について整理します。

6-1 防災指針について

(1) 防災指針策定の目的

近年、水災害や地震等の自然災害が全国各地で激甚化・頻発化しており、防災とまちづくりが一体となった取組の重要性がより一層高まっています。

これらの状況を踏まえ、2020年（令和2年）6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の策定が位置付けられました。

防災指針は、主に居住誘導区域で行う防災対策・安全確保に資する取組を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる、都市の防災の機能確保に関する指針です。

本防災指針の検討にあたっては、強靱なまちづくりを推進するため、平時からの取組を幅広く位置付けた「太宰府市国土強靱化地域計画」をはじめ、関連する各種個別の計画とも連携・整合を図りながら定めるものです。

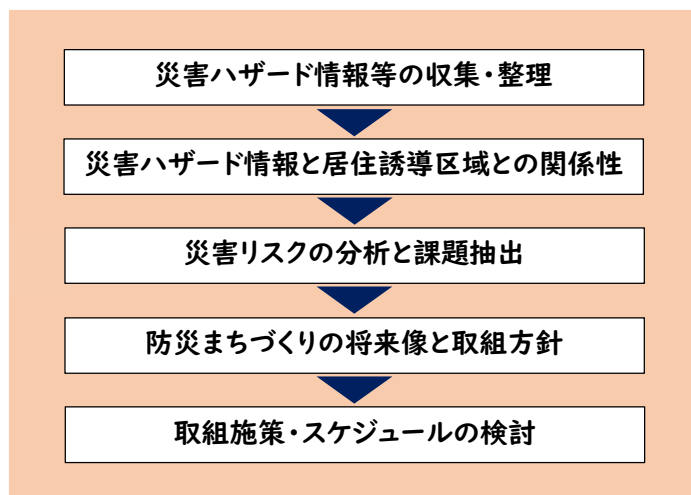
(2) 防災指針のイメージ

防災指針の検討にあたっては、立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域の抽出を行い、防災・減災対策の取組方針及び各地域の課題に対応した対策の検討を行うことが重要です。

本防災指針では、各地域の災害リスクを踏まえ、防災上安全な地域への移転等により「災害リスクの回避」に資する取組方針と、「災害リスクの低減」に資する取組方針を定め、ハードとソフトの両面から対策を講じていきます。

(3) 防災指針検討の流れ

本防災指針については、国土交通省が示す「立地適正化計画の手引き」を参考として、以下のフローに基づき検討を進めます。



(4) 災害ハザード情報等の収集・整理

国土交通省が示す「立地適正化計画の手引き」に基づき、本防災指針で対象とする災害ハザード情報について下表に整理します。各種ハザード情報については、福岡県や本市が公表している情報をもとに整理します。

【対象とする災害ハザード情報】

災害ハザード情報	根拠法令	区域の概要	指定機関	本市における 災害リスクの有無	
				都市計画 区域	居住誘導 区域
急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地法 第3条第1項 (※1)	◇崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域	福岡県 砂防課	○	
土砂災害 特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1項 (※2)	◇土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域	福岡県 砂防課	○	
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1項 (※2)	◇土石流や急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域	福岡県 砂防課	○	○

※1：正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

洪水

災害ハザード情報	根拠法令	区域の概要	指定機関	本市における 災害リスクの有無	
				都市計画 区域	居住誘導 区域
ア.洪水浸水想定区域					
計画規模降雨	水防法 第14条第3項 水防法 施行規則 第2条第1項 第4号	◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	福岡県 河川 管理課	○	○
想定最大規模 降雨	水防法 第14条第2項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域	福岡県 河川 管理課	○	○
浸水継続時間： 想定最大規模 降雨	水防法 第14条第2項 水防法 施行規則 第2条 第1項第3号	◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間	福岡県 河川 管理課	○	○
イ.家屋倒壊等氾濫想定区域					
氾濫流	—	◇水防法第13条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの(※3) ◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲(※3)	福岡県 河川 管理課	○	○
河岸侵食	—		福岡県 河川 管理課	○	○

※3の出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(国土交通省、平成27年(2015年)7月)

地震

災害ハザード情報	根拠法令	区域の概要	指定機関	本市における 災害リスクの有無	
				都市計画 区域	居住誘導 区域
地震による 揺れやすさ	—	◇福岡県地震に関する 防災アセスメント調査 報告書（平成24年3 月発行）を使用して 「地震揺れやすさマッ プ」を作成 ◇福岡県西方沖地震の 震源より南東部の福 岡市（博多湾）から筑 紫野市付近にかけて の部分とし、破壊開始 を北西下部、震源断 層の長さを27km、震 源断層の幅を15km （上端の深さ2km、下 端の深さ17km）、地 震の規模マグニチュ ード7.2の地震を想定 モデルとし、メッシュ毎 の震度階を図示	—	○	○

■各種災害ハザードの概要

土砂災害

《土砂災害の種類》

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)



がけ崩れは、地中にしみ込んだ水分で斜面が突然崩れ落ちます。瞬時に崩れ落ちるため、避難が遅れがちになります。また、地震が原因で起こることもあります。

土石流



土石流は、谷筋で起きます。大量の土・石・砂等が集中豪雨など大量の水と混じり合って流れてくるので、速度が速く大きな破壊力を持っています。

地すべり



地すべりは、粘土などの滑りやすい地盤が一度に広い範囲で動き出します。速度はゆるやかですが、発生すると広い範囲で道路や建物に被害をもたらします。

出典：太宰府市ハザードマップ

《土砂災害の警戒区域》

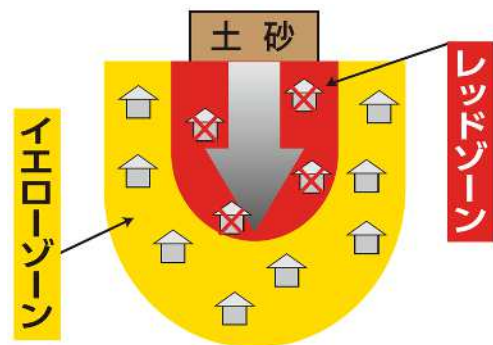
土砂災害防止法に基づき、都道府県は調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域を以下のとおり指定しています。

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

住民に危害が生じるおそれがある区域



出典：太宰府市ハザードマップ

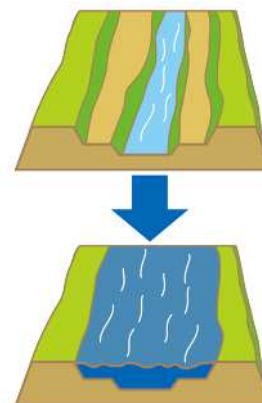
洪水

《洪水の基礎知識》

【洪水】

洪水とは大雨によって、川の水の量がふだんより、いちじるしく増えた状態をいいます。河原へ行くと広い敷地のわりに細い川しか流れていませんがそれがふだんの姿です。

ところが川幅いっぱいにおしよせると、広い河原も水の下にかくれて見えません。このように異常に水が増えたときを「洪水」といいます。

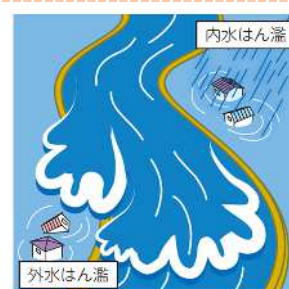


出典：太宰府市ハザードマップ

【はん濫】

はん濫とは、雨などによって、街や農地などに水があふれることで、川から水があふれることを「外水はん濫」といいます。

川から水があふれたのではなく、街や農地に降った雨がそのままあふれることを「内水はん濫」といいます。



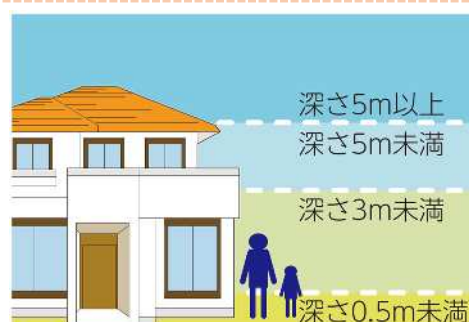
出典：太宰府市ハザードマップ

《計画規模(L1)、想定最大規模(L2)》

- ・計画規模(L1) : 100年に一度程度の大雨
- ・想定最大規模(L2) : 1000年に一度程度の大雨

《洪水浸水想定区域》

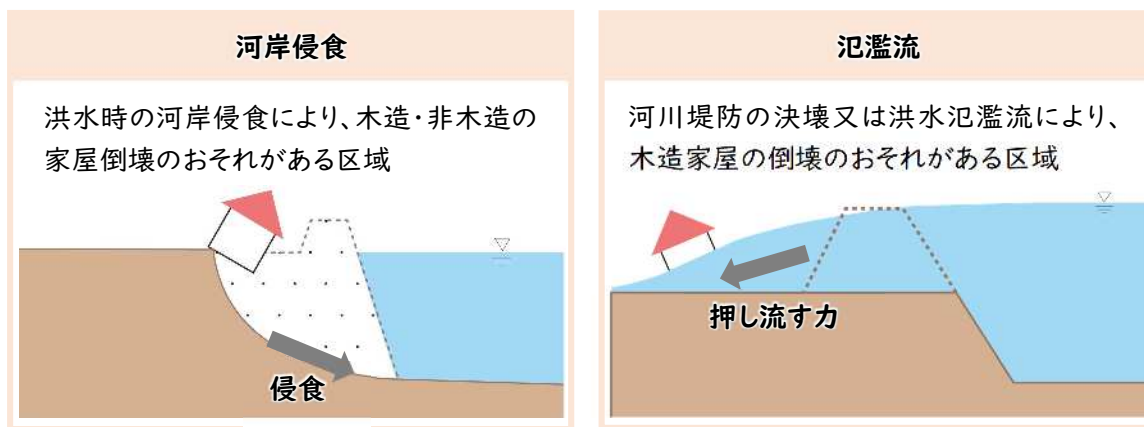
河川がはん濫した場合の「浸水する範囲(浸水域)」と「浸水の深さ(浸水深)」を示しています。



出典：太宰府市ハザードマップ

《家屋倒壊等氾濫想定区域》

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、洪水時に下図の様な河岸侵食、氾濫流により、家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲です。



(5) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

国土交通省が示す「都市計画運用指針(第13版)」で示されている災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性は以下のとおりです。

ア 都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域(災害ハザード情報に係るもの)

- ① 災害危険区域のうち、建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域(建築基準法第39条第1・2項)
- ② 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
※同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
※同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。
- ④ 土砂災害特別警戒区域
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
- ⑤ 浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)

イ 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ① 津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)
- ② 災害危険区域(上記「ア」の①に掲げる区域を除く)

ウ それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ① 土砂災害警戒区域
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)
- ② 津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項)
- ③ 浸水想定区域(水防法第15条第1項4号)
- ④ 基礎調査により判明した災害の発生のおそれのある区域
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項)
- ⑤ 津波浸水想定における浸水の区域(津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)
- ⑥ 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域
(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号)
- ⑦ その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

出典:都市計画運用指針(第13版 令和7年(2025年)3月)

前項で整理した本市において対象となる災害ハザード情報について、国土交通省の考え方との関係性を整理すると以下のとおりです。

なお、地震については、国土交通省の「立地適正化計画の手引き」において、居住誘導区域との関係性等の位置付けはありません。

【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

分 類	本市で対象となる 災害ハザード情報	国土交通省の考え方 (居住誘導区域との関係性)
土 砂	ア 急傾斜地崩壊危険区域	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
	イ 土砂災害特別警戒区域	
	ウ 土砂災害警戒区域	それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
洪 水	ア 洪水浸水想定区域 ・想定最大規模降雨 ・浸水継続時間:想定最大規模降雨	
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	

6-2 災害リスクの分析と課題抽出

前項で示した災害ハザード情報をもとに、住宅の分布や避難所、病院等の各種都市の情報と重ね合わせ、本市において「どこで」、「どの程度」の被害が見込まれるか把握します。また、災害リスクの分析結果を踏まえ、ハザード区域内における建物の立地状況、浸水により機能低下が見込まれる都市機能、途絶するおそれのある道路などについて分析します。

なお、洪水浸水想定区域のデータを用いた分析にあたっては、最大クラスの外力とそれによる被害を想定した対応策を検討する観点から、想定最大規模降雨におけるリスクの分析を行うこととします。

また、地震については、「いつ」、「どこで」、「どの程度の規模で発生するか」が予測しにくいいため、市内全域で建物の耐震化・不燃化等を推進するものとし、本項目のリスク分析の対象とはしません。（資料編 P64に「地震による揺れやすさ」を掲載）

《災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ一覧》

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域	・建物分布	・土砂災害による被害発生の可能性 (資料編 P51～P52)
・洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	・建物階数 (1階～2階)	・浸水被害発生の可能性 (資料編 P53) ・垂直避難での対応の可能性 (資料編 P54)
	・避難所	・避難所の利用の可否 (資料編 P55)
	・高齢者福祉施設、 子育て施設、病院	・社会福祉施設及び医療施設の 継続利用の可否 (資料編 P56)
・浸水継続時間 (想定最大規模)	・道路網、 アンダーパス	・避難路としての通行の可否 (資料編 P57～P59)
・家屋倒壊等氾濫想定区域 【河岸侵食、氾濫流】 (想定最大規模)	・住宅	・長期にわたる孤立の可能性 (資料編 P60)
	・建物分布	・家屋倒壊の危険性 (資料編 P61～P62)
	・避難所	・避難所の利用の可否 (資料編 P63)

【リスク分析を踏まえた防災上の課題】

分類	防災上の課題
土 砂	【居住誘導区域における土砂災害警戒区域等の指定】 居住誘導区域の一部において土砂災害警戒区域が指定されています。そのため、住宅地や各種施設の立地誘導によるリスクの回避、インフラ整備や避難・防災体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
洪 水	【御笠川と大佐野川、鷺田川における洪水浸水想定区域の指定】 本市を流れる御笠川と大佐野川、鷺田川において洪水による浸水が想定されており、居住誘導区域の一部が浸水想定区域に含まれています。当該区域には1階～2階の建物が立地するとともに、避難時に配慮を要する高齢者福祉施設や子育て施設、医療施設が立地しています。 また、主要道路において浸水が想定されており、自動車の走行に支障をきたすことが懸念されるため、河川改修等のインフラ整備や、避難・防災体制の充実等によるリスクの低減が求められます。 家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食及び氾濫流による建物の倒壊等が想定されるため、同様にリスクの低減が求められます。

【リスク分析を踏まえた地域別の防災上の課題】

洪水

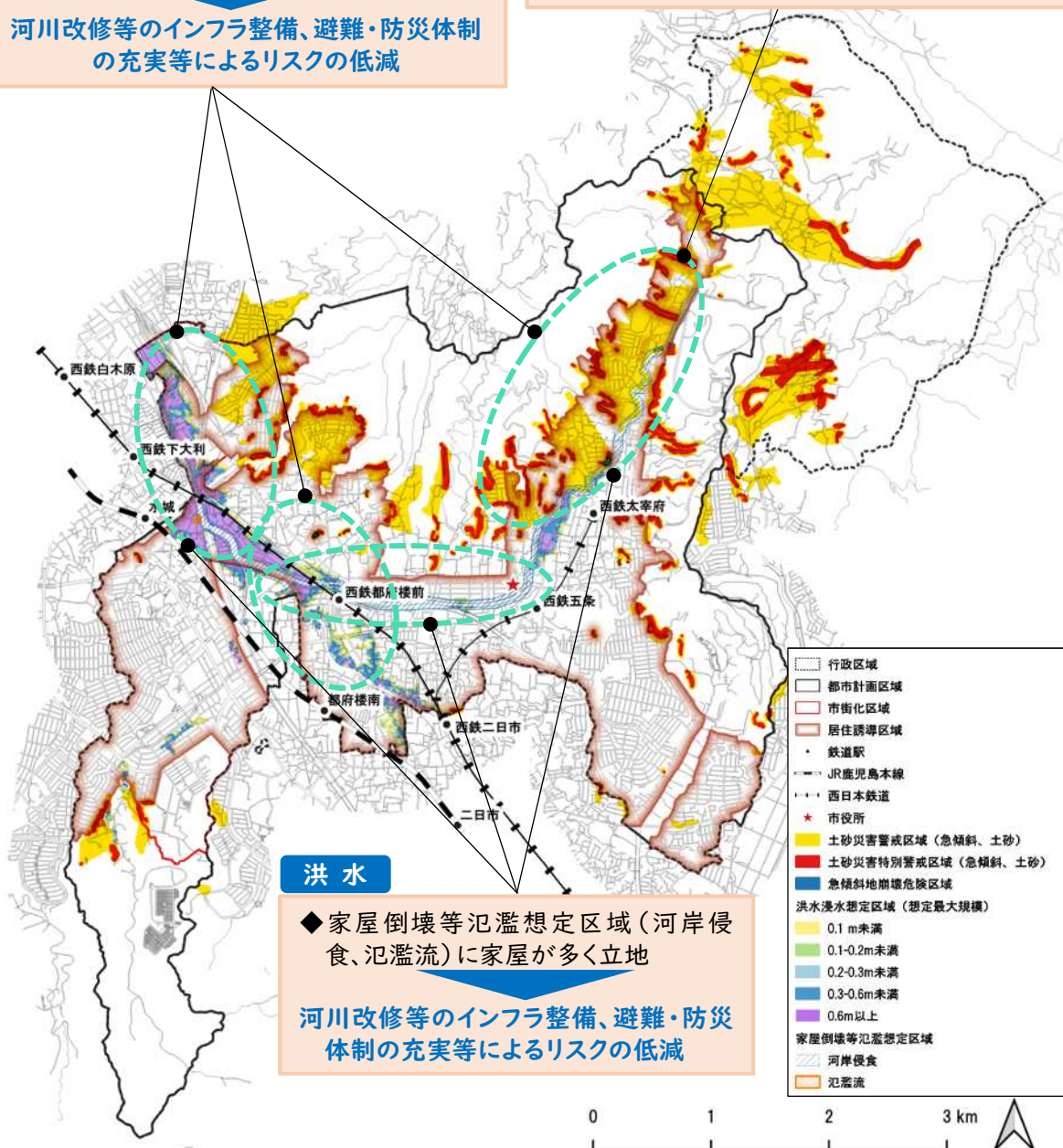
- ◆医療施設の機能低下や主要な道路において自動車の走行に支障をきたす可能性
- ◆高齢者福祉施設や子育て施設、医療施設における災害時の円滑な避難活動に支障をきたす可能性
- ◆浸水深に対して建物階数が低く、浸水するおそれがあり、垂直避難が困難となることが懸念

河川改修等のインフラ整備、避難・防災体制の充実等によるリスクの低減

土砂

- ◆土砂災害特別警戒区域に家屋が立地⇒リスクの回避
- 土砂災害警戒区域に家屋が立地⇒リスクの低減

居住や各種施設の立地誘導によるリスクの回避
避難・防災体制の充実等によるリスクの低減



6-3 防災まちづくりの将来像と取組方針

前項の課題に対応した防災まちづくりの将来像、取組方針を整理します。

(1) 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりを推進するためには、ハード・ソフト両面から総合的に施策を展開し、危機管理の徹底強化と災害リスクの回避及び低減に努めるとともに、前項で整理したリスク分析の結果を踏まえ、地域住民と共有したうえで土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要です。

本市の防災まちづくりの将来像設定にあたっては、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「太宰府市国土強靱化地域計画」における目標・理念等を踏まえ、以下のとおり定めます。

【太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

危機管理の徹底強化

◇これからの時代は常に災害などの危機があると認識し、大規模な自然災害などから市民や観光客参拝客などの生命財産を守るための体制の整備、訓練及び情報発信などを徹底強化していきます。

【太宰府市国土強靱化地域計画】

◇事前に備えるべき目標

- ✓直接死を最大限防ぐ
- ✓救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ✓必要不可欠な行政機能は確保する
- ✓必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ✓ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ✓経済活動を機能不全に陥らせない
- ✓制御不能な複合災害、二次災害を発生させない
- ✓社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

防災指針における防災まちづくりの将来像

災害に強く、しなやかな安心・安全のまちづくりの推進

○土砂災害警戒区域など、災害の危険性がある地域においては、ハード・ソフト両面からの対策を進めるとともに、災害リスクの低い地域への居住誘導を促進します。また、洪水による浸水についても、河川改修、河川堤防の整備などを進めるとともに、災害リスク情報や減災のための目標を共有し、ハード・ソフト両面から減災の取組を進めます。

これらの方針をもとに、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）が常に災害などの危機があると認識し、大規模な自然災害などから生命財産を守るための体制整備などを協働して徹底強化することにより、災害に強く、しなやかな、「安心・安全」のまちづくりの実現を目指します。

将来像に基づく取組方針を設定

(2) 取組方針

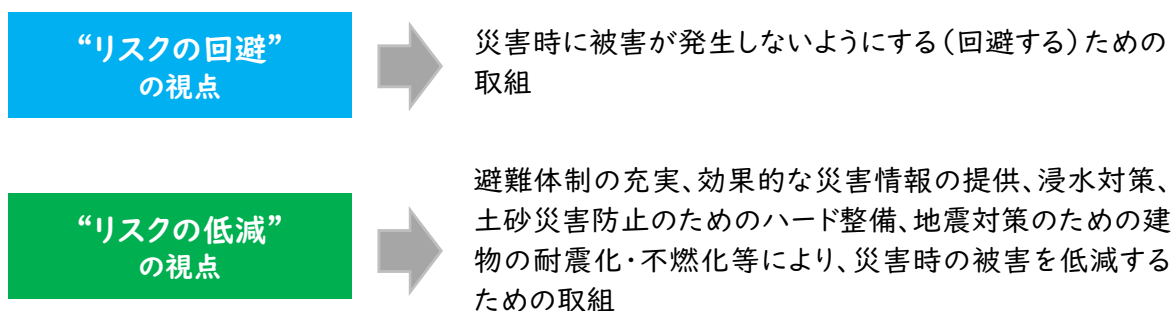
防災まちづくりの将来像に基づき、災害の分類ごとに具体的な取組方針を整理します。

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域については、国の考え方のとおり、居住誘導区域内に含めず、「リスクの回避」に向けた取組方針及び施策を整理します。

その他の災害ハザードについては、居住誘導区域内での「リスクの低減」に向けた取組方針及び施策を整理します。

【災害ハザード情報に対する取組方針の視点】

分 類	災害ハザード情報	取組方針の視点
土 砂	急傾斜地崩壊危険区域	“リスクの回避” の視点で 取組方針を整理
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	“リスクの低減” の視点で 取組方針を整理
洪 水	洪水浸水想定区域 ・想定最大規模降雨 ・浸水継続時間：想定最大規模降雨	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
地 震	地震による揺れやすさ	



6-4 取組施策、スケジュール

※短期で取り組む施策は、その後も継続的に実施していきます。

視点	方向性	分類			取組施策	実施主体	スケジュール		
		土砂	洪水	地震			短期	中期	長期
リスクの回避	危険回避	●			災害リスクが低いエリアへのゆるやかな立地誘導	市・住民・事業者			
リスクの低減(ハード)	インフラ整備等	●			土砂災害の防止・軽減に資する砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等の砂防施設の整備	県・市			
		●			水源かん養、生活環境の保全・形成に資する治山施設の整備	県			
		●	●	●	避難時に配慮を要する方が多く利用する社会福祉施設等の耐災害性強化対策	市・事業者			
		●	●	●	指定緊急避難場所となる施設の整備、老朽化対策	市・事業者			
		●	●	●	災害時に必要な交通路の確保に資する緊急輸送道路の整備	国・県・市			
		●	●	●	道路網寸断防止に資する橋梁等の長寿命化修繕計画に基づくインフラの長寿命化	国・県・市			
		●	●	●	集落から避難所への避難路整備等による孤立防止対策	市			
		●	●	●	災害時の道路機能不全の防止に資する幹線道路等の整備	国・県・市			
			●		河道掘削や洪水調整施設等の河川改修事業の推進	県・市			
			●	●	河川堤防の耐浸透、耐震、液状化対策	県・市			
			●		長寿命化計画等に基づく河川管理施設の恒久化対策	県・市			
			●		雨水貯留、浸透施設の設置等による雨水流出抑制策の推進	市・住民・事業者			
			●	●	ダムの老朽化対策	県・市			
			●		定期的な点検等による農業用ため池の防災対策	市			
				●	住宅及び民間特定建築物、公共施設、インフラ等の耐震化・不燃化促進	市・住民・事業者			
リスクの低減(ソフト)	避難・防災体制の充実等	●	●	●	ハザードマップの作成・活用	市・住民・事業者			
		●	●	●	災害時の通信手段の確保等及び大規模集客施設における避難対策	市・事業者			
		●	●	●	民間施設との協定等による指定緊急避難施設の指定	市・事業者			
		●	●	●	一般の避難所での避難が困難な要支援者等のための福祉避難所の指定	市・事業者			
			●		近隣市との連携による避難所の相互利用に向けた検討・協議	市・近隣市			
		●	●	●	避難行動要支援者名簿の定期的な更新等による避難支援	市・住民			
		●	●	●	「共助」の担い手となる自主防災組織の充実強化	市・住民			
		●	●	●	観光客等の災害時帰宅困難者に対する支援	市・事業者			
		●	●	●	医療機関や福祉避難所等における自家発電設備や燃料タンクの設置等によるエネルギー供給途絶の対策	市・事業者			
			●		避難判断水位到達情報等の適切な把握等に資する浸水に対する警戒態勢の整備	県・市			
		●	●	●	迅速に被害状況把握するためのドローン等の新装備の整備	市			
		●	●	●	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク等の防災情報通信基盤の整備	国・県・市			
		●	●	●	Ｌアラート、V-net、LINE、防災アプリ「福岡防災ナビ・まもるくん」等、様々な情報伝達手段の整備	国・県・市			
		●	●	●	外国語ハザードマップの作成や観光スポットへの誘導板の設置等、災害時の観光客・外国人に対する支援	市			
			●		災害対応や逃げ遅れの防止のためのタイムラインの導入・周知	市・住民			

